

プロバイダ責任制限法検証WG提言(概要)

プロバイダ責任制限法検証WG

平成23年6月

プロバイダ責任制限法検証WG提言(概要)①

■ 検討の背景

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)が制定されてから10年の節目を迎えインターネット環境の変化を踏まえ、プロバイダ責任制限法の改正の必要性につき検討。

■ 検討結果(概要)

①プロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲、②権利侵害情報の送信防止措置関係、③発信者情報の開示請求関係、④その他につき検討。



- －プロバイダ責任制限法について運用状況を踏まえ検証した結果、**現時点で法改正する必要性は特段見受けられない。**
- －携帯電話による通信においてIPアドレスでは発信者を特定できない場合があるため、発信者情報開示の充実が図られるよう**開示対象に携帯電話の個体識別番号を新たに追加するよう総務省令の改正を検討すべき。**
- －発信者情報開示の迅速化が図られるよう**関係者間の意思疎通を円滑にすることをガイドラインに追加**するため、また、プロバイダ等の適切な判断が図られるよう**新たな裁判例をガイドラインに追加**するために、ガイドライン等検討協議会において、**ガイドラインを改訂することが望ましい。**

項目	提言 概要
①プロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲	■ 有害情報及び社会的法益侵害情報については、プロバイダ責任制限法の対象とすることで民事責任(損害賠償責任)が生じない場合を規定する必要はない。 ■ 情報の流通により直接権利侵害していない場合について、送信防止措置を講じた場合及び講じなかった場合につき、立法によってプロバイダ等の民事責任(損害賠償責任)を制限する必要は認められない。
②権利侵害情報の送信防止措置関係	■ プロバイダ等の送信防止措置の作為義務の範囲の明確化、明文化については、立法技術的に困難であること、立法の必要性、実効性が認められないこと、表現の自由との関係から、法律上作為義務が生じる場合を明確化することは極めて困難である。ただし、プロバイダ等による、より迅速かつ適切な判断に資するよう、新たな裁判例を反映するなど、ガイドライン等検討協議会において、ガイドラインを改訂することが望ましい。 ■ 刑事免責については、プロバイダ等への刑事責任の追及が適正に行われていることから、立法によって刑事責任を生じさせない規定を創設する必要があるとはいえない。 ■ 個別の情報流通の監視の義務づけについては、流通する情報の監視を義務づけることは法的に適切ではなく、かつ、事実上も不可能であることが少なくないと考えられるので、プロバイダ等に対し流通する情報の監視を義務づけることはできない。 ■ 「合理的措置」の実施を免責要件とすることについては、プロバイダ責任制限法との親和性、裁判例の状況及び規定を設ける実益からすると、そのような規定をプロバイダ等の責任制限の要件とすることは適当ではなく、かつ必要もない。 ■ 送信防止措置について第三者機関の判断に委ねる規定を創設することは、想定される第三者機関はすでに存在しているか、又は法的な問題などがあり創設することは困難である。

プロバイダ責任制限法検証WG提言(概要) ②

項目	提言 概要
③発信者情報の開示請求関係	■ 「権利侵害の明白性」については、発信者のプライバシー保護の観点から当該要件が必要であり、これを不要とすることは不適切。ただし、プロバイダ等による、より迅速かつ適切な判断に資するよう、新たな裁判例を反映するなど、ガイドライン等検討協議会においてガイドラインを改訂することが望ましい。 ■ 開示する発信者情報の範囲については、個体識別番号について、開示の対象となる発信者情報に追加することを検討すべきである。 ■ 発信者情報開示請求の主体を権利侵害された者以外に拡大することについては、当該権利を侵害された者の意思と齟齬が生じるおそれ等があり、権利侵害が認められない者については、発信者情報開示請求の主体とすることはできない。 ■ 発信者情報の開示に応じない場合の責任要件(故意・重過失)を「故意・過失」とすることについては、立法時と比較して、被害者の権利保護の利益が、発信者のプライバシーの利益を大きく上回るにいたったと評価することが困難であり、現行の規定を変更する必要があるということとはできない。 ■ プロバイダ等に迅速な判断を促す努力規定の創設については、このような規定を導入する積極的な理由は乏しく、この点に関して新たな規定を設ける必要はない。 ■ プロバイダ等による発信者情報の開示について、標準的な処理期間を創設する必要はない。ただし、開示の迅速化に資するよう、関係者間の意思疎通を円滑にすることを、発信者情報開示関係ガイドラインに盛り込んで、適切な運用を図ることが望ましい。 ■ 民事保全法に基づく仮処分の可否については、IPアドレス等については通常と同様に保全の必要性を検討・判断することが必要であり、発信者の氏名及び住所並びにそれのみで発信者を特定できるIPアドレス等については、保全の必要性を特に慎重に検討・判断することが必要である。 ■ 通信履歴の保存義務等については、通信の秘密の保護等との関係で、現時点では、法律上も事実上も困難である。 ■ 開示の判断につき、第三者機関の判断に委ねる規定を創設することは、どのような第三者機関を想定するかにより結論が異なり、団体がすでに存在していたり、実現することが困難であったりするなどの問題がある。 ■ 訴え提起を可能ならしめる情報収集手段の創設については、民事訴訟全般に関連する問題であることから、様々な立場の意見を広く検討する必要がある。
④その他	■ いわゆるノーティス・アンド・テイクダウン(※1) ・米国著作権法の「ノーティス・アンド・テイクダウン」導入については、我が国の法制度でノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入するには乗り越えるべき法的な問題が大きい上に、その必要性も乏しいと考えられることから、導入の是非については、慎重な検討が必要。 ■ いわゆるスリーストライク制(※2) ・我が国の法制度で、反復的な権利侵害行為者に対して、インターネット接続の制限(接続の遮断等)を行う制度を導入することは適当ではなく、また、契約約款に基づき民間による自主的な取組を行うことも適当ではない。 ・反復的な権利侵害行為者に対するアカウント停止については、表現の自由、通信の秘密の保護の観点等に留意しつつ、民間による自主的な取組を注視していくことが適当である。

(※1) …著作権の侵害を主張する者からの法定の形式的要件を満たす通知を受けた場合、プロバイダ等は、情報を迅速に削除し、また、発信者から反対通知を受けた場合には、著作権の侵害を主張する者が訴訟を提起しない限り情報を復活させることで、責任を負わないこととする手続き。

(※2) …インターネット上で著作権侵害情報をアップロードするなどの権利侵害行為を反復的に行う者に対して、電子メール等によって数回の警告を行い、警告にもかかわらず権利侵害行為を継続した場合に、一定の制裁措置を行う制度